厚生労働省発職 0326 第 2 号 令 和 2 年 3 月 2 6 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝仁

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇 用 の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定め

る障害者介助等助 成 金の 額等を定める件及び)障害者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促進等に関する法律施行 規 則第二十 · 条 の

四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の 部

を改正する告示案要綱

第一 障害者の雇 用 の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定め

る障害者介助等助成金の額等を定める件の一部改正

障害者介助等 助成金について、 障害者 $\overline{\mathcal{O}}$ 雇 用 の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

により新設する重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス等を受ける対象障害者である労働者の介助

の業務を担当する者 (以下この一において「職場介助者」という。) の委嘱を実施した場合の助成につ

1 て、 その額等を1及び2に掲げるとおり定めることとすること。

1 う。 助 成 が 金 別 0) に定め 額 独立 る基準 一行政法 に従って算定した職 人高齢 障 害 求職者雇用支援機構 場介助者 の委嘱に要する費用 (第二の一の 0) 額 1において に 五 分の四 「機構」とい (ただし、

中小企業事業主にあっては十分の九)を乗じて得た額 (その額が、 委嘱一回につき月額十三万三千円

を超えるときは、 月額十三万三千円 (ただし、 中小企業事業主にあっては、 委嘱一 回につき月額十五

万円を超えるときは、 月額十五万円))とする。ただし、 当該 助 成 金 一の支給 \mathcal{O} 対象とな る委嘱 は、

会計年度 (四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 第二の一の1において同じ。)にお いて労働

者一人につき一回までとする。

2 助 成 金 の支給対象期間 職場介助者の委嘱を行った日から当該日の属する年度の末日までの期間

二 その他所要の規定の整備を行うこととすること。

第二 障害者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進等に関する法律施行規則第二十条の四 第二項の規定に基づき厚生労働大臣が

る重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正

重度障害者等通勤対策助成金について、 障害者の雇用 の促進等に関する法律施行規則の一部を改正す

る省令案により新設する重度訪問介護等に係る指定福

祉サ

ビス等を受ける対象障害者である労働者の

通勤を容易にするため の指導、 援助等を行う者(以下この一において 「通勤! 援助者」という。) 0) 委嘱

を実施 L た場合 Iの助 成に ついて、 その 額等を1及び2に掲げるとおり定めることとすること。

1 助 成 金 の額 機 構 が別に定める基準に従って算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に五分の

定め

兀 (ただし、 中小企業事業主にあっては十分の九)を乗じて得た額 (その額が、 委嘱 一回につき月額

七万四千円を超えるときは、 月額七万四千円(ただし、 中小企業事業主にあっては、 委嘱一 回につき

月額八万四千円を超えるときは、 月額八万四千円))とする。ただし、 当該助成金の支給の対象とな

る委嘱は、一会計年度において労働者一人につき一回までとする。

2 助成金の支給対象期間 通勤援助者の委嘱を行った日から起算して三月の期間 (ただし、 委嘱を行

0 た日が一月二日以後の場合にあっては、 当該日の属する年度の末日までの期間)

二 その他所要の規定の整備を行うこととすること。

兔三 適用期日

この告示は、一部を除き、令和二年十月一日から適用することとすること。